

四半期報告書

(第115期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

富士フイルムホールディングス株式会社

第115期第1四半期（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）

四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成22年8月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第115期第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	36
3 【役員の状況】	36
第5 【経理の状況】	37
1 【四半期連結財務諸表】	38
2 【その他】	64
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	65
四半期レビュー報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第115期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古森重隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 山村一仁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 山村一仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第114期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第115期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第114期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	502,423	547,443	2,181,693
税金等調整前四半期(当期) 純利益(△損失) (百万円)	1,177	38,456	△41,999
当社株主帰属四半期(当期) 純利益(△損失) (百万円)	△695	17,759	△38,441
株主資本 (百万円)	1,777,597	1,716,751	1,746,107
純資産額 (百万円)	1,894,473	1,844,315	1,875,829
総資産額 (百万円)	2,900,464	2,767,560	2,827,428
1株当たり株主資本 (円)	3,638.07	3,513.59	3,573.66
1株当たり当社株主帰属四半期 (当期)純利益(△損失) (円)	△1.42	36.35	△78.67
潜在株式調整後1株当たり 当社株主帰属四半期(当期) 純利益(△損失) (円)	△1.42	33.37	△78.67
株主資本比率 (%)	61.3	62.0	61.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	95,577	83,790	314,826
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△22,806	△28,309	△131,204
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△28,100	△11,992	△42,609
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	315,281	435,766	406,177
従業員数 (人)	75,929	75,721	74,216

- (注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当第1 四半期連結会計期間において、各事業部門に係る主な事業内容の変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1 四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	75,721 (7,362)
----------	----------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第1 四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	144 (3)
----------	---------

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第1 四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済を概観すると、景気が拡大している中国やインドを中心に、アジア地域では景気が回復してきています。米国では、景気は緩やかに回復してきていますが、住宅市況の落ち込みや高失業率、消費の伸び悩み等が懸念されており、先行きは不透明感が増えています。欧州では、一部の地域を除き景気の下げ止まりが見られますが、ギリシャ財政危機による金融不安や高い失業率等により、景気が低迷する可能性があります。日本においては、景気は持ち直してきており、企業の業況判断も改善しています。しかし、先進国の景気低迷による輸出環境の悪化や為替の円高等、景気の下振れ懸念は依然として残っています。

当社グループの事業環境は、全体として需要の回復傾向が顕著になっています。特に市場が拡大し続けている中国やブラジル、インド等新興国市場への販売は好調に推移しました。

当社グループは、前連結会計年度より構造改革に取り組み、厳しい事業環境下においても確実に利益を生み出せる企業体質の構築を進めてきました。構造改革の完遂に見通しが立った当連結会計年度を、再び成長軌道に乗せるための転換の時と位置づけています。売上高の成長に徹底的にこだわり、各事業分野において、市場のニーズにあった良質でコストパフォーマンスの高い新商品を発売し、市場を拡大していきます。また、成長が期待される地域、特に新興国市場や当社の市場シェアが相対的に低い地域に対して経営資源を集中投入し、売上、市場シェアを拡大していきます。

当社グループの当第1四半期連結会計期間における連結売上高は、為替の円高によるマイナス影響があったものの、需要の回復や新興国市場の成長に対応し拡販施策を強化したこと等により、547,443百万円（前年同期比9.0%増）となりました。国内売上高は249,324百万円（前年同期比2.0%増）、海外売上高は298,119百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

営業利益は、為替の円高によるマイナス影響があったものの、売上の増加や、構造改革、コストダウン施策の推進効果等により46,862百万円（前年同期営業損失2,708百万円）と大幅に改善しました。

税金等調整前四半期純利益は38,456百万円（前年同期税金等調整前四半期純利益1,177百万円）当社株主帰属四半期純利益は17,759百万円（前年同期当社株主帰属四半期純損失695百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。当第1四半期連結会計期間より、コーポレート部門に係る費用に関する業績管理方法を変更し、コーポレート部門に係る費用のうち、従来は各セグメントに配賦されていた基礎研究費等につき、全社費用として管理することとなりました。この変更に伴い、前年同期実績を修正再表示しております。この変更に伴う営業利益(損失)の連結合計への影響はありません。

① イメージング ソリューション部門

カラーペーパーは、為替の円高等の影響により売上が減少したものの、シェアが拡大したことや「フォトブック」など付加価値プリントの販売が好調に推移したこと等により、販売数量は増加しました。

電子映像事業は、BRICsを中心とする新興国において販売数量が大幅に増加したことや、欧米の春商戦において販売が堅調であったこと等により売上が拡大しました。液晶画面を2つに分けて表示・操作することができる「2画面サクサク再生」機能を搭載した「FinePix Z700EXR」やフジノン製超広角30倍ズームレンズを搭載した「FinePix HS10」の販売が好調に推移し、販売数量は前年同期比約50%増となりました。平成22年7月に、宮城県黒川郡大和町にあったデジタルカメラの開発・調達・品質保証部門をレンズ開発機能のある埼玉県さいたま市に移転しました。デジタルカメラとそのキーデバイスである光学レンズの開発との協業体制を従来以上に強め、デジタルカメラの商品力強化と開発スピード向上を進めます。

本部門の連結売上高は、為替の円高影響等があったものの、デジタルカメラの販売が好調であったこと等により83,186百万円（前年同期比3.7%増）となりました。営業利益は、売上の増加や構造改革の効果等により大幅に改善し、1,759百万円（前年同期営業損失7,052百万円）となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業は、先進国におけるフィルム需要の減少や、景気低迷が続く欧州における医療機関の投資抑制等の影響があったものの、国内の販売回復や中国を中心とした新興国向けの販売が好調であったため、売上は堅調に推移しました。モダリティ分野では、平成21年5月に新興国市場で先行発売し、国内、米国、欧州にも展開した低価格・小型FCR（Fuji Computed Radiography）「FCR PRIMA」の販売が好調に推移しています。また、X線照射面側より光信号を読み取る方式を採用し、X線量低減と高画質の両立を実現したデジタルX線画像診断装置「FUJIFILM DR CALNEO」シリーズの新ラインアップとして、カセットサイズの「FUJIFILM DR CALNEO C」を平成22年4月に発売する等、高付加価値商品の販売も強化しています。内視鏡分野では、粘膜組織の切開から剥離・止血まで1本で対応できるディスプレイ高周波はさみ鉗子「ClutchCutter」を平成22年6月に発売し、処置具のラインアップを強化しました。ネットワークシステム分野では、医療機関のIT化の進展に伴い、売上が拡大しました。医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」は、国内約1,400の施設に導入されており、トップシェアを維持しています。「SYNAPSE」は、放射線部門のみならず、循環器、内視鏡、超音波、病理部門等院内全体の様々な検査画像を一元管理する統合ネットワークシステムとして機能を拡大しています。今後さらに、病院間や中核病院と診療所のネットワーク化を推進する地域医療連携システムや遠隔読影支援システムの提供により、地域医療の向上や医師不足による問題の解決に貢献していきます。

ライフサイエンス事業においては、機能性化粧品「アスタリフト」の売上が、平成22年5月に新商品4品を発売しラインアップを強化したことや、TVCMなど積極的な販促活動を展開したこと等により大幅に増加しました。医薬品事業においては、 β -ラクタマーゼ阻害剤配合注射用抗生物質「ゾシン」の販売が好調に推移し、売上が拡大しています。既存の治療薬とは異なるメカニズムで薬効を示した新インフルエンザ治療薬「T-705」は、富山化学工業㈱が平成21年10月より国内臨床第Ⅲ相試験を実施しております。同社は、その他有力新薬候補の早期発売を目指し、富士フイルム㈱と連携して開発を進めております。さらに、医薬品事業の開発、販売基盤構築を目的として設立した富士フイルムファーマ㈱が、平成22年4月より営業を開始しました。同社は、ジェネリック医薬品の販売から開始し、将来的には付加価値を高めたジェネリック医薬品や新薬の開発、販売を行います。

グラフィックシステム事業は、世界的に需要が回復してきている中、積極的な拡販により、売上が増加しました。また、成長分野であるデジタルプリンティングの分野では、ワイドフォーマットUVインクジェットシステム「Acuity」の販売が好調であり、引き続き販売を強化しています。「高速」「高画質」「大サイズ」を実現した画期的な次世代インクジェットデジタル印刷機「Jet Press 720」は、平成22年4月に国内で商品発表会を開催し、販売活動を開始しました。

フラットパネルディスプレイ材料事業は、日本のエコポイント制度や中国政府の家電普及政策の継続により液晶テレビの需要が拡大を続けており、「WVフィルム」や「フジタック」の売上が引き続き増加しました。また、平成22年7月に、偏光板保護フィルムの生産能力増強を発表しました。「超広幅フジタック」の生産ラインを3ライン増設し、大型液晶テレビの需要拡大に対応していきます。

情報・産業機材事業は、光学デバイス分野において、カメラ付き携帯電話用レンズユニットの需要が回復したこと等により売上が増加しました。市場が拡大しているセキュリティ用レンズのラインアップ拡充や、HDレンズ、3D用レンズ等高品質・高付加価値商品の投入等により、さらなる拡販、市場シェア拡大を図っています。また、車載用レンズユニット等新領域への事業拡大も推進しています。平成22年7月、レンズ、光学機器製造子会社のフジノン㈱を富士フイルム㈱に統合しました。両社の持つ技術を融合し、また、事業企画、開発、販売などの機能を一体化することにより、光学デバイス事業を一層拡大していきます。

本部門の連結売上高は、為替の円高の影響があったものの、フラットパネルディスプレイ材料事業やグラフィックシステム事業をはじめとした主要事業の売上が大幅に拡大したことにより、225,795百万円（前年同期比10.4%増）となりました。営業利益は、為替の円高等の影響を受けたものの、売上の増加や、コストダウン施策の推進、構造改革の効果等により32,189百万円（前年同期比374.6%増）となりました。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業は、国内においては、スモールオフィス向けに基本機能を1台に搭載しつつ、小型化と使い易さを両立させたフルカラーデジタル複合機「DocuCentre-IV C2260」をはじめ、「ApeosPort-IV/DocuCentre-IVシリーズ」の販売が好調に推移し、カラー機の販売台数が大幅に増加しました。平成21年に発売した「ApeosPort-IV/DocuCentre-IVシリーズ」は、省エネ性能に優れたEA-Ecoトナーを搭載する等、業界トップレベルの省エネ性能と卓越した機能・操作性を兼ね備えた、フルカラーデジタル複合機です。また、コピー枚数も増加基調にあり、コピーボリュームは国内トップレベルのシェアを維持しています。アジア・オセアニア地域においては、カラー機の販売台数が大幅に増加しました。米国ゼロックス社向け輸出は、カラー機・モノクロ機とも出荷台数が大幅に増加しました。

オフィスプリンター事業は、国内においては、自社ブランド商品とOEM向け商品の販売台数がともに増加しました。アジア・オセアニア地域においては、中国を中心にアジア諸国での販売台数が大幅に増加しました。米国ゼロックス社向け輸出についても、出荷台数が大幅に増加しました。

プロダクションサービス事業は、国内においては、企業の投資抑制の影響により販売台数が減少しました。一方、アジア・オセアニア地域においては、モノクロ・オンデマンドパブリッシングシステムの販売が好調であったことに加え、国内および欧米向けに続き平成22年6月に販売を開始した「Color 1000 Press / Color 800 Press」の販売が好調に立ち上がったこと等により販売台数が増加しました。米国ゼロックス社向け輸出については、「DocuColor 8000 Digital Press / 7000 Digital Press」や「Color 1000 Press / Color 800 Press」の販売が好調に推移し、出荷台数が大幅に増加しました。

グローバルサービス事業も売上が大幅に増加しました。お客様のさらなる業務効率化への関心を背景に、オフィスにおける出力環境を統合的に管理しオフィスのインフラコスト削減を支援するマネージド・プリント・サービスやお客様の目的やニーズに応じて、ドキュメントに関わるコストや業務プロセス全体を最適化するフルアウトソーシングサービスが伸長したこと等によるものです。

本部門の連結売上高は、平成21年に発売した複合機の販売が好調に推移し、アジア・オセアニア地域での販売や米国ゼロックス社向け輸出が大幅に増加したこと等により238,462百万円（前年同期比9.6%増）となりました。営業利益は、売上の増加やコストダウン施策の推進、構造改革の効果等により、19,306百万円（前年同期比273.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、前連結会計年度末より29,589百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末においては435,766百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は83,790百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して11,787百万円（12.3%）減少しておりますが、これは棚卸資産が増加したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は28,309百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が5,503百万円（24.1%）増加しておりますが、これは有価証券等の購入が増加したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は11,992百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が16,108百万円（57.3%）減少しておりますが、これは前第1四半期連結会計期間に多額の短期債務の減少があったこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、イメージング分野を中心とした構造改革を実施するとともに、市場の成長性が高く当社グループが優位性を持つ重点事業分野を定めて経営資源を集中させ、これらの事業を大きく伸ばしてきました。しかし、平成20年秋以降の世界的な経済環境の悪化により、当社グループの業績は一転して急激に悪化し、厳しい状況が続いております。

当社グループは、このような未曾有の厳しい環境下でも利益を生み出し確実に成長し続けていくため、強靱な企業体質を構築するとともに、重点事業分野の成長戦略の再構築を行っております。

強靱な企業体質を構築するため、グループ全体・全事業を対象に、聖域を設けることなく、構造改革を集中的に断行するとともに、徹底したコスト・経費削減を実施しております。

「メディカルシステム・ライフサイエンス」「グラフィックシステム」「ドキュメント」「光学デバイス」「高機能材料」「デジタルイメージング」は、今後も市場成長性が高く、市場でのポジション・技術力・商品力等の当社グループの競争優位性が高い事業分野であり、これらを重点事業分野として引き続き経営資源を集中的に投入してまいります。さらに、新興国において拡販を推進しシェア拡大を図る等、成長戦略を再構築しております。

特に、メディカルシステム・ライフサイエンス事業は、経営資源の戦略的集中投入により、事業規模を大幅に拡大することで、当社グループの基幹事業に育成してまいります。また、今後市場の拡大が見込まれるデジタルプリンティング分野については、グループの技術・販路・ブランド等のリソースを結集し、当社グループの中核事業のひとつとして強化してまいります。技術優位性が高い高機能材料事業においては、顧客ニーズの把握に努め、先進・独自の技術を活かして顧客ニーズに応えることで、既存事業の周辺領域へ展開するとともに、将来成長が期待される新規分野での事業基盤を構築してまいります。

これらの経営施策を遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指します。

当第1四半期連結会計期間においては、上記構造改革は計画通りに進捗しており、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方にに基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大量買付の中には、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

そこで、当社は、買収提案がなされた場合はその検討及び交渉に必要な情報と相当な時間を確保するとともに、濫用的な買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るための合理的な枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の基本方針の実現のために、前記「当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を策定しております（以下、「本プラン」と記述します）。

本プランの概要は、以下のとおりであります。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主意思確認総会において本プランの発動（本プランに従った新株予約権の無償割当て）を行わない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を割り当てます。かかる新株予約権には、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

新株予約権の無償割当てが行われた場合において、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の払込を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社が本プランに定める非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得しそれと引換えに当社株式を交付した場合には、非適格者以外の株主の皆様が保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

i) 上記②の取組みについて

上記②の取組みは、中長期的な視点から当社の中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指すための具体的な経営施策として策定されており、上記①の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えます。

ii) 上記③の取組みについて

本プランは、当社株券等の買付等がなされた際に、当該買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を目的とし、上記①の基本方針に沿うものと考えます。

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。発動に際しては、独立性のある委員で構成される第三者委員会の勧告を必ず経ることとされ、さらに、第三者委員会は、第三者専門家等の助言を受けることができ、第三者委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保されています。また、本プランの更新や新株予約権の無償割当ての実施においては、株主の皆様のご意思が反映されるための仕組みが講じられ、本プランの各手続きの進捗は適時に情報開示されることとなっています。このように、本プランは、客観的かつ具体的なものであり、透明性も確保された設定となっています。

以上から、本プランは当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものでもないことは明らかであると考えます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、39,040百万円（前年同期比10.6%減）であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フィルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,286個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	128,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役等の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - ①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～平成29年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,826個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	182,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～平成30年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

e. 富士フイルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	2,553個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	255,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日～平成51年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については当社取締役等の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、平成50年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年9月1日から平成51年9月1日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

f. 富士フイルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,816個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	181,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,828円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,828円 資本組入額 1,414円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限り）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限り）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の 名称	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
富士写真フイルム株式 会社2011年満期A号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	51,232百万円

新株予約権付社債の名称		第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	52,209百万円	

新株予約権付社債の名称		第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	51,123百万円	

新株予約権付社債の名称		第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	51,699百万円	

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下、「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。

なお、転換価額は次のとおり修正されます。

- (1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下、それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下、「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下、「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

- (3) 上記(1)、(2)に従い、平成21年7月31日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年9月1日に2011年満期A号及びB号、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額は3,765.2円に調整されております。

(注) 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(注) 3 本社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

(注) 4 本社債の特質は以下のとおりです。

- (1) 本社債は権利行使時点の転換価額に応じて交付すべき株式数が増加又は減少します。
- (2) 本社債の転換価額の修正基準、修正頻度及び下限転換価額は(注) 1に記載しております。
- (3) 本新株予約権の全てが行使された場合に交付すべき株式数の上限は、53,118,028株であり、当四半期連結会計期間末現在の発行済株式総数に対して10.32%です。
- (4) 本社債による資金調達額は、2011年満期A号及びB号、2013年満期A号及びB号それぞれ500億円であり、総額2,000億円となっております。資金調達額が固定されていることから、資金調達額の下限は定められておりません。
- (5) 当社決定による本社債の繰上償還についての条項は(注) 2に記載しております。

(注) 5 本社債に表示された権利の行使に関する事項についての本社債の所有者との間の取決めはありません。

(注) 6 当社の株券の売買に関する事項についての本社債の所有者との間の取決めはありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,977,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 146,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 488,050,700	4,880,504	—
単元未満株式	普通株式 451,028	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	4,880,504	—

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有35株

2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	25,977,600	—	25,977,600	5.04
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	26,124,000	—	26,124,000	5.07

(注) 上記のほか、当社は平成22年6月30日現在、1,200株（議決権の個数12個）を実質的に所有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	3,345	3,180	2,788
最低(円)	3,120	2,596	2,535

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)については、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」と記述します。)第93条の規定により、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)については、改正後の四半期連結財務諸表規則附則第4条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結 会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1 現金及び現金同等物	注11		435,766		406,177
2 有価証券	注3,11		65,952		61,362
3 受取債権					
(1) 営業債権及びリース債権		431,563		479,972	
(2) 関連会社等に対する債権		30,748		32,668	
(3) 貸倒引当金		△17,718	444,593	△17,615	495,025
4 棚卸資産	注4		318,760		303,120
5 前払費用及びその他の流動資産	注10,11		143,447		144,865
流動資産合計			1,408,518		1,410,549
II 投資及び長期債権					
1 関連会社等に対する投資及び貸付金	注5		39,697		42,748
2 投資有価証券	注3,11		130,373		146,734
3 長期リース債権及びその他の長期債権	注10,11		104,828		109,588
4 貸倒引当金			△4,175		△5,113
投資及び長期債権合計			270,723		293,957
III 有形固定資産	注11,12				
1 土地			97,470		98,788
2 建物及び構築物			676,997		686,171
3 機械装置及びその他の有形固定資産			1,534,578		1,571,790
4 建設仮勘定			13,500		15,020
			2,322,545		2,371,769
5 減価償却累計額			△1,747,079		△1,770,108
有形固定資産合計			575,466		601,661
IV その他の資産					
1 営業権			324,555		325,859
2 その他の無形固定資産	注11,12		42,994		45,195
3 その他	注11		145,304		150,207
その他の資産合計			512,853		521,261
資産合計			2,767,560		2,827,428

		当第1四半期連結 会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び短期借入金	注10		148,433		155,379
2 支払債務					
(1)営業債務		215,826		228,882	
(2)設備関係債務		26,946		29,039	
(3)関連会社等に対する債務		4,076	246,848	3,631	261,552
3 未払法人税等			9,148		9,438
4 未払費用	注12		180,954		174,981
5 その他の流動負債	注10, 11		55,798		59,631
流動負債合計			641,181		660,981
II 固定負債					
1 社債及び長期借入金	注10		139,711		140,269
2 退職給付引当金			73,129		78,253
3 預り保証金及びその他の固定負債	注10, 11		69,224		72,096
固定負債合計			282,064		290,618
負債合計			923,245		951,599
契約債務及び偶発債務	注8				
純資産の部					
I 株主資本					
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数		800,000,000株			
発行済株式総数		514,625,728株	40,363	40,363	
2 資本剰余金			70,499	70,283	
3 利益剰余金			1,886,121	1,868,362	
4 その他の包括利益(△損失)累積額	注10		△197,615	△150,288	
5 自己株式(取得原価)					
当第1四半期連結会計期間末		26,022,817株			
前連結会計年度末		26,021,558株	△82,617	△82,613	
株主資本合計	注7		1,716,751	1,746,107	
II 非支配持分	注7		127,564	129,722	
純資産合計			1,844,315	1,875,829	
負債・純資産合計			2,767,560	2,827,428	

(2) 【四半期連結損益計算書】

区分	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 売上高					
1 売上高		414,858		459,152	
2 レンタル収入		87,565	502,423	88,291	547,443
II 売上原価					
1 売上原価		268,048		279,836	
2 レンタル原価		35,661	303,709	38,640	318,476
売上総利益			198,714		228,967
III 営業費用					
1 販売費及び一般管理費		147,500		139,474	
2 研究開発費		43,656	191,156	39,040	178,514
構造改革費用前営業利益	注12		7,558		50,453
3 構造改革費用	注12		10,266		3,591
営業利益(△損失)			△2,708		46,862
IV 営業外収益及び費用(△)					
1 受取利息及び配当金		1,923		1,633	
2 支払利息		△1,232		△1,006	
3 為替差損益・純額	注10	2,491		△8,502	
4 その他損益・純額	注10	703	3,885	△531	△8,406
税金等調整前四半期純利益			1,177		38,456
V 法人税等			2,264		19,458
VI 持分法による投資損益			515		1,157
四半期純利益 (△損失)			△572		20,155
VII 控除：非支配持分帰属損益			△123		△2,396
当社株主帰属四半期純利益 (△損失)			△695		17,759

1株当たり当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	注9	△1.42円	36.35円
潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	注9	△1.42円	33.37円
1株当たり現金配当		—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
1 四半期純利益(△損失)		△572	20,155
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整			
(1) 減価償却費		44,994	38,428
(2) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		△170	△90
(3) 資産及び負債の増減			
受取債権の減少		35,459	29,988
棚卸資産の増加(△)・減 少		12,644	△25,163
営業債務の減少		△14,782	△6,978
未払法人税等及びその 他負債の増加		16,152	12,935
(4) その他		1,852	14,515
営業活動による キャッシュ・フロー		95,577	83,790
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の購入		△19,701	△15,714
2 ソフトウェアの購入		△2,865	△3,416
3 有価証券・投資有価証券等 の売却・満期償還		8,146	9,394
4 有価証券・投資有価証券等 の購入		△3,084	△15,386
5 関係会社投融資及びその他 貸付金の増加		△1,392	△381
6 事業買収に伴う支出 (買収資産に含まれる現金 及び現金同等物控除後)		—	△370
7 その他		△3,910	△2,436
投資活動による キャッシュ・フロー		△22,806	△28,309

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額		—	28
2 長期債務の返済額		△259	△403
3 短期債務の減少(純額)		△21,316	△4,295
4 親会社による配当金 支払額		△6,108	△6,108
5 非支配持分への配当金 支払額		△410	△1,210
6 自己株式の取得(純額)		△7	△4
財務活動による キャッシュ・フロー		△28,100	△11,992
IV 為替変動による現金 及び現金同等物への影響		516	△13,900
V 現金及び現金同等物純増加		45,187	29,589
VI 現金及び現金同等物 期首残高		270,094	406,177
VII 現金及び現金同等物 四半期末残高		315,281	435,766

四半期連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージングソリューションではカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用カラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションではメディカルシステム・ライフサイエンス機材、化粧品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、インクジェット用材料、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションではオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は54.5%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、オランダ、シンガポール及び中国に所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

当四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification™;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場していましたが、平成21年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前四半期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲は基準書810、持分法の適用は基準書323に基づいております。

(ロ)基準書840に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価額を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、基準書720-35に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。

(ホ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、同基準書に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額はそれぞれ約3,612百万円(利益)及び約3,289百万円(利益)であります。

(ヘ)デリバティブについては、基準書815を適用しております。

- (ト) 基準書820に基づき、資産及び負債の公正価値の測定について開示しております。また、基準書825に基づき、金融商品の公正価値について開示しております。
- (チ) 基準書810に基づき、純資産の部を株主資本と非支配持分とに識別して開示し、四半期純利益(損失)は非支配持分に帰属するものを含めて表示しております。また、基準書220に基づき、包括利益(損失)を開示しております。包括利益(損失)は四半期純利益(損失)、有価証券未実現損益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されております。
- (リ) 四半期連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (ヌ) 基準書320に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額はありません。
- (ル) 基準書350に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ約4,200百万円(利益)及び約4,108百万円(利益)であります。
- (ロ) 将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、基準書710に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (ワ) 四半期連結貸借対照表上、譲渡性預金は「現金及び現金同等物」に含めて表示しております。
- (カ) 四半期連結損益計算書上、富士フィルムホールディングス(株)の株主に帰属する四半期純利益(損失)を「当社株主帰属四半期純利益(△損失)」として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

当四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、「関連会社等」と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。四半期純利益(損失)には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の四半期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて四半期連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に関係する仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれら見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値はそれぞれ164,546百万円及び148,423百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないかと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は四半期連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(7) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

前第1四半期連結累計期間において一部の子会社で繰延税金資産に対する評価性引当金を計上したこと及び税務上損金に算入されていない費用の計上等により、実効税率は法定税率の40.6%に対して著しく乖離しております。

(8) 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)は前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)の計算より除いているものの、将来において1株当たり当社株主帰属四半期純利益を希薄化させる可能性のある転換社債型新株予約権付社債を前第1四半期連結会計期間末において53,091,236株、発行済みのストックオプションを当第1四半期連結会計期間末及び前第1四半期連結会計期間末においてそれぞれ534,800株及び559,800株有しております。

(9) 後発事象

基準書855に基づき当第1四半期連結会計期間末後の後発事象は、四半期連結財務諸表が提出可能となった日である平成22年8月11日までの期間において評価しております。

(10) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当第1四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示しております。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれており、これらの当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	当第1四半期連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
国債及び	49,708	31	2	49,737	45,125	20	3	45,142
外国政府債	16,167	52	4	16,215	16,199	24	3	16,220
社債	65,875	83	6	65,952	61,324	44	6	61,362
	当第1四半期連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
国債及び	6,825	245	—	7,070	11,410	213	—	11,623
外国政府債	12,779	266	157	12,888	10,813	244	51	11,006
株式	66,702	19,613	11,677	74,638	66,822	28,399	2,726	92,495
投資信託	27,519	10	5,316	22,213	21,489	—	3,558	17,931
	113,825	20,134	17,150	116,809	110,534	28,856	6,335	133,055

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却利益額及び売却損失額にそれぞれ重要性はありません。

当第1四半期連結会計期間末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	65,875	65,952
1年超5年以内	17,312	17,546
5年超10年以内	1,602	1,732
10年超	690	680
	85,479	85,910

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
国債及び 外国政府債	10,094	2	—	—	10,094	2
社債	8,914	125	1,765	36	10,679	161
株式	29,193	9,715	3,034	1,962	32,227	11,677
投資信託	5,970	30	14,233	5,286	20,203	5,316
	54,171	9,872	19,032	7,284	73,203	17,156

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
国債及び 外国政府債	10,127	3	—	—	10,127	3
社債	—	—	4,745	54	4,745	54
株式	4,329	853	3,757	1,873	8,086	2,726
投資信託	1,987	13	15,944	3,545	17,931	3,558
	16,443	869	24,446	5,472	40,889	6,341

平成22年6月30日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式及び投資信託であり、その銘柄数は約90であります。これらの市場性のある株式及び投資信託の公正価値が下落した主な理由は、平成20年9月の米国大手金融機関の破綻をきっかけとした信用市場の混乱による株式市場の一時的な下落に起因するものと考えております。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当第1四半期連結累計期間は、欧州の財政不安をきっかけとした信用市場の混乱等により株式市場が再び下落基調に転じているものの、株式及び投資信託の公正価値の下落が一時的でないとは判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式及び投資信託を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式及び投資信託の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ13,564百万円及び13,679百万円であります。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ6,732百万円及び6,884百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値を見積ることが実務上困難なこと及び投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間においてその他の包括利益(損失)から実現した損益へ振り替えられた金額に、それぞれ重要性はありません。

4 棚卸資産

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	184,164	178,147
半製品・仕掛品	58,862	55,579
原材料・貯蔵品	75,734	69,394
	<u>318,760</u>	<u>303,120</u>

5 関連会社等に対する投資

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ33,934百万円及び35,325百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
売上高	57,654	65,001
四半期純利益(△損失)	△281	2,554

6 退職給付制度

確定給付型退職給付制度の前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	5,385	5,043
利息費用	3,427	3,400
期待運用収益	△3,390	△3,990
数理計算上の差異の償却額	1,964	1,360
過去勤務債務の償却額	△466	△695
会計基準変更時差異の償却額	1	—
退職給付費用	<u>6,921</u>	<u>5,118</u>

7 純資産

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における純資産の変動は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間			当第1四半期連結累計期間		
	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)
前連結会計年度末	1,756,313	115,908	1,872,221	1,746,107	129,722	1,875,829
四半期純利益 (△損失)	△695	123	△572	17,759	2,396	20,155
その他包括利益						
有価証券未実現損 益変動額	12,454	243	12,697	△11,690	△111	△11,801
為替換算調整額	9,080	1,040	10,120	△36,453	△3,227	△39,680
年金負債調整額	412	108	520	976	235	1,211
デリバティブ未実 現損益変動額	12	4	16	△160	△53	△213
包括利益(△損失)	21,263	1,518	22,781	△29,568	△760	△30,328
非支配持分への配当金	—	△410	△410	—	△1,210	△1,210
資本取引その他	21	△140	△119	212	△188	24
第1四半期連結 会計期間末	1,777,597	116,876	1,894,473	1,716,751	127,564	1,844,315

8 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当第1四半期連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で20,422百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が16,936百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は16,878百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から25年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当第1四半期連結会計期間末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当第1四半期連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は21,024百万円であります。当第1四半期連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,416百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間あります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	6,271	6,802
期中引当金繰入額	2,092	10,282
期中目的取崩額	△1,894	△10,568
失効を含むその他増減	△293	△245
引当金期末残高	6,176	6,271

9 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)及び潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)の計算は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間は、潜在株式は存在するものの当社株主帰属四半期純損失を計上しており希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純損失の計算には含めておりません。

	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
当社株主帰属四半期純利益(△損失)	△695	17,759
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	54
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	114
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	50
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	115
潜在株式調整後当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	△695	18,092
	前第1四半期 連結累計期間 (株)	当第1四半期 連結累計期間 (株)
平均発行済株式数	488,609,055	488,603,423
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	13,279,507
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	13,279,507
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	13,279,507
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	13,279,507
ストックオプション	—	391,001
潜在株式調整後発行済株式数	488,609,055	542,112,452
	前第1四半期 連結累計期間 (円)	当第1四半期 連結累計期間 (円)
1株当たり当社株主帰属四半期純利益 (△損失)	△1.42	36.35
潜在株式調整後1株当たり当社株主 帰属四半期純利益(△損失)	△1.42	33.37

10 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社及び一部の子会社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります（最長期間は平成22年10月まで）。円の価値が外貨(主として米国ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で四半期連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当第1四半期連結会計期間末において輸出売上及び輸入仕入に関連して、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失153百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効ですが、一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	48,167	51,696
外国為替予約契約(購入)	33,872	32,350
通貨スワップ契約	10,614	10,614
通貨金利スワップ契約	8,905	8,905
金利スワップ契約	13,245	23,683

連結財務諸表に与える影響

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
貸借対照表科目	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	917	730
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品合計		917	730
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	668	309
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	100	—
その他	前払費用及びその他の流動資産	96	185
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品合計		864	494
デリバティブ資産合計		1,781	1,224
デリバティブ負債			
貸借対照表科目	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	893	602
ヘッジ商品に指定されている デリバティブ商品合計		893	602
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	128	978
外国為替予約	預り保証金及びその他の固定負債	74	103
通貨スワップ	その他の流動負債	589	1,606
通貨スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	—	601
通貨金利スワップ	その他の流動負債	283	—
通貨金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	—	1,006
金利スワップ	その他の流動負債	101	119
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	293	329
ヘッジ商品に指定されていない デリバティブ商品合計		1,468	4,742
デリバティブ負債合計		2,361	5,344

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間におけるデリバティブに関する四半期連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フローヘッジ	前第1四半期連結累計期間		
	その他の包括利益 (損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	△1,094	売上高	△48
外国為替予約	—	売上原価	△48
外国為替予約	—	為替差損益・純額	△542
合計	△1,094		△638

ヘッジ指定されていないデリバティブ	前第1四半期連結累計期間	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△41
通貨スワップ	為替差損益・純額	△787
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	△432
金利スワップ	その他損益・純額	74
その他	その他損益・純額	362
合計		△824

キャッシュ・フローヘッジ	当第1四半期連結累計期間		
	その他の包括利益 (損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	△1,084	為替差損益・純額	△726
合計	△1,084		△726

ヘッジ指定されていないデリバティブ	当第1四半期連結累計期間	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	1,410
通貨スワップ	為替差損益・純額	1,617
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	823
金利スワップ	その他損益・純額	△131
その他	その他損益・純額	△177
合計		3,542

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- 現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- 有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- 預り保証金：
変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- 社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額(1年以内償還・返済予定分を含む)は、当第1四半期連結会計期間末において、それぞれ49,337百万円及び49,136百万円であり、前連結会計年度末において、それぞれ50,184百万円及び49,945百万円であります。

なお、平成18年4月5日に発行された無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、公表されている指標価格がなく、また公正価値の見積りが実務上極めて困難であるため、上記の当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の公正価値金額には含まれておりません。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内訳は次のとおりであります。

満期日	利率	帳簿価額	
		当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
平成23年3月31日	LIBOR-0.3000%	51,232	51,160
平成23年3月31日	0.5000%	52,210	52,080
平成25年3月31日	LIBOR-0.3000%	51,123	51,057
平成25年3月31日	0.75000%	51,700	51,600
		206,265	205,897

・デリバティブ：

外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ1,781百万円及び1,224百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ2,361百万円及び5,344百万円であります。

1.1 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	163,100	—	163,100
国債等	407	1,039	—	1,446
有価証券				
国債及び外国政府債	45,422	4,315	—	49,737
社債	—	16,215	—	16,215
投資有価証券				
国債及び外国政府債	6,855	215	—	7,070
社債	—	12,888	—	12,888
株式	74,638	—	—	74,638
投資信託	16,243	5,970	—	22,213
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	—	1,585	—	1,585
その他	—	96	—	96
長期デリバティブ資産				
通貨金利スワップ	—	100	—	100
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	1,021	—	1,021
通貨スワップ	—	589	—	589
通貨金利スワップ	—	283	—	283
金利スワップ	—	101	—	101
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	74	—	74
金利スワップ	—	293	—	293

前連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	145,000	—	145,000
国債等	2,575	848	—	3,423
有価証券				
国債及び外国政府債	41,426	3,716	—	45,142
社債	—	16,220	—	16,220
投資有価証券				
国債及び外国政府債	11,406	217	—	11,623
社債	—	11,006	—	11,006
株式	92,495	—	—	92,495
投資信託	17,931	—	—	17,931
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	—	1,039	—	1,039
その他	—	185	—	185
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	1,580	—	1,580
通貨スワップ	—	1,606	—	1,606
金利スワップ	—	119	—	119
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	103	—	103
通貨スワップ	—	601	—	601
通貨金利スワップ	—	1,006	—	1,006
金利スワップ	—	329	—	329

レベル1に含まれる資産は、主に国債及び一部の外国政府債、上場株式、公募投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金、社債、私募投資信託及びデリバティブであり、譲渡性預金、社債及び私募投資信託については、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。

当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間においてレベル3に分類された資産及び負債はありません。

当第1四半期連結累計期間において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

前連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産は、減損損失を認識した有形固定資産、無形固定資産及びソフトウェアであります。有形固定資産及びソフトウェアについては見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、無形固定資産についてはロイヤルティ免除法又は超過収益法で公正価値を測定した結果、回収可能性がないと判断されたため、前連結会計年度において、当社は当該有形固定資産、無形固定資産及びソフトウェアに関して、それぞれ42,038百万円、20,834百万円及び3,377百万円の減損損失を認識しております。前連結会計年度末における減損された有形固定資産及び無形固定資産の公正価値は、それぞれ553百万円及び10,217百万円であり、ソフトウェアは全額を減損しております。これらは、観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。

1 2 構造改革費用

平成20年秋以降、世界的な金融危機に伴い経済環境が急変し、需要低迷と為替の円高により当社グループの業績は全般に深刻な影響を受け、急激に悪化しました。当社グループは、そのような厳しい状況下でも確実に成長し続けていくために、強靱な企業体質を構築することを目的としてグループ全体・全事業を対象に聖域を設けることなく、前連結会計年度より集中的に構造改革を断行し、徹底したコストダウン・経費削減を実施しております。なお、四半期連結損益計算書上、「構造改革費用前営業利益」を区分して表示しております。

前連結会計年度において発生した構造改革費用は143,741百万円であり、前連結会計年度末の債務残高は19,044百万円であります。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において発生した構造改革費用はそれぞれ、10,266百万円及び3,591百万円であり、連結損益計算書上、「構造改革費用」に計上しております。また、当第1四半期連結会計期間末の債務残高は14,533百万円であります。

なお、当連結会計年度において構造改革費用として約250億円の発生を見込んでおり、構造改革は当連結会計年度にて終結する見込みです。

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間における各セグメントにおいて発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

(1) イメージング ソリューション部門

イメージング ソリューションについては、世界同時不況で加速する市場縮小を見据え、販売、開発・生産機能について更なるスリム化を図るため、現像所拠点の統廃合や余剰設備の停止等を実施しております。また、国内外各社において人員スリム化、品種統廃合による棚卸資産廃却等により固定費削減を実施しております。これらを受けて、国内及び海外子会社において、収益の見通しが修正されたため、製造設備等の有形固定資産及び償却可能な無形固定資産等において、30,298百万円の減損費用を前連結会計年度に計上しております。

なお、当第1四半期連結累計期間においては、前連結会計年度より引き続き構造改革を実施しておりますが、重要な費用の発生はありません。

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	10,614	35,808	7,701	54,123
非現金支出費用	100	△35,808	△5,021	△40,729
支払	△7,363	—	△1,501	△8,864
為替換算調整額等	△214	—	△3	△217
前連結会計年度末債務残高	3,137	—	1,176	4,313
総費用	52	—	230	282
非現金支出費用	—	—	△103	△103
支払	△1,308	—	△443	△1,751
為替換算調整額等	△282	—	160	△122
当第1四半期連結会計期間末債務残高	1,599	—	1,020	2,619

なお、前第1四半期連結累計期間において、人員関連で2,000百万円、固定資産関連で493百万円、その他で307百万円を計上した結果、合計2,800百万円の構造改革費用を計上しております。

(2) インフォメーション ソリューション部門

インフォメーション ソリューションについては、国内外各社において間接部門及び研究開発部門を中心に人員のスリム化、及び販売拠点の統合や一部生産拠点の縮小、品種統廃合による棚卸資産廃却等により固定費削減を実施しております。これらを受けて、国内及び海外子会社において、収益の見通しが修正されたため、製造設備等の有形固定資産及び償却可能な無形固定資産等において、35,951百万円の減損費用を前連結会計年度に計上しております。

なお、当第1四半期連結累計期間においては、前連結会計年度より引き続き構造改革を実施しておりますが、重要な費用の発生はありません。

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	15,054	38,940	10,344	64,338
非現金支出費用	△573	△38,940	△5,191	△44,704
支払	△11,787	—	△1,963	△13,750
為替換算調整額等	△61	—	△10	△71
前連結会計年度末債務残高	2,633	—	3,180	5,813
総費用	72	28	129	229
非現金支出費用	—	△28	△9	△37
支払	△1,759	—	△555	△2,314
為替換算調整額等	△66	—	△327	△393
当第1四半期連結会計期間末債務残高	880	—	2,418	3,298

なお、前第1四半期連結累計期間において、人員関連で900百万円、その他で2,246百万円を計上した結果、合計3,146百万円の構造改革費用を計上しております。

(3) ドキュメント ソリューション部門

ドキュメント ソリューションについては、前連結会計年度と当第1四半期連結累計期間を通じて、組織の再編に伴う就労環境の変化を転機に、社外への転進を希望する社員に対して支援金を支払う特別転進制度等を導入しており、これに伴う早期割増退職金等の費用を計上しております。また、研究・開発拠点集約化に伴い、既拠点の固定資産加速償却等による費用を計上しております。

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	12,495	4,539	8,246	25,280
非現金支出費用	△445	△4,539	△43	△5,027
支払	△10,088	—	△1,247	△11,335
為替換算調整額等	—	—	—	—
前連結会計年度末債務残高	1,962	—	6,956	8,918
総費用	1,451	747	882	3,080
非現金支出費用	—	△747	—	△747
支払	△1,905	—	△729	△2,634
為替換算調整額等	△1	—	—	△1
当第1四半期連結会計期間末債務残高	1,507	—	7,109	8,616

なお、前第1四半期連結累計期間において、人員関連で4,320百万円の構造改革費用を計上しております。

1.3 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用カラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、化粧品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、インクジェット用材料、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
イメージング ソリューション：		
外部顧客に対するもの	80,243	83,186
セグメント間取引	26	177
計	80,269	83,363
インフォメーション ソリューション：		
外部顧客に対するもの	204,580	225,795
セグメント間取引	377	447
計	204,957	226,242
ドキュメント ソリューション：		
外部顧客に対するもの	217,600	238,462
セグメント間取引	1,570	1,527
計	219,170	239,989
セグメント間取引消去	△1,973	△2,151
連結合計	502,423	547,443

b. セグメント損益

	前第1四半期連結 累計期間 (百万円)	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
営業利益(△損失)		
イメージング ソリューション	△7,052	1,759
インフォメーション ソリューション	6,782	32,189
ドキュメント ソリューション	5,167	19,306
計	4,897	53,254
全社費用及びセグメント間取引消去	△7,605	△6,392
連結合計	△2,708	46,862
その他損益・純額	3,885	△8,406
税金等調整前四半期純利益	1,177	38,456

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b.セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

当第1四半期より、コーポレート部門に係る費用に関する業績管理方法を変更し、コーポレート部門に係る費用のうち、従来は各セグメントに配賦されていた基礎研究費等につき、全社費用として管理することとなりました。この変更に伴い、前第1四半期連結累計期間実績を修正再表示しております。この変更に伴う営業利益(△損失)の連結合計への影響はありません。

(2) 主要顧客及びその他情報

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の販売金額はそれぞれ31,533百万円及び45,507百万円、購入金額はそれぞれ3,046百万円及び3,630百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間でそれぞれ2,841百万円及び2,893百万円計上し、主として研究開発受託関連費用をそれぞれ397百万円及び515百万円回収しました。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ37,714百万円及び38,739百万円、支払債務額はそれぞれ4,118百万円及び4,574百万円であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	尾	泰	則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪	鼻	孝	夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室	橋	陽	二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記2(11)新会計基準に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—米国会計調査公報第51号の改訂」を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月11日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	尾	泰	則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室	橋	陽	二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	辻	雅	樹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。